㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの燃料使用量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準燃料使用量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準燃料使用量

⑧　⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準燃料使用量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次のｲ及びﾛに掲げる場合に応じて、それぞれｲ及びﾛに定める量とする。

ｲ　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の燃料使用量を平均した量

ﾛ　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の燃料使用量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた各年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた各年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の燃料使用量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、各年度でそれぞれ除く期間に応じて、燃料使用量を１年分に換算した量を各年度の燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。

⑨　⑦の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、⑦の㈦に該当する工場等若しくは輸送手段又は⑦の㈧に該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準燃料使用量を割当年度の基準燃料使用量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準燃料使用量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の燃料使用量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの燃料使用量を平均した量とする。

㈠　災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑩　割当年度における基準エネルギー消費原単位は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める値とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度に届出を行っていない工場等（⑪に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑪に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑩において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度のエネルギー消費原単位

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位